|  |
| --- |
| 【産業廃棄物処分業】別紙９　　**添付を省略する書類の一覧表** |
| ◆添付を省略する書類を理由毎に記載してください。（○印を記載）◆内容に変更がない場合に限ります。 |
| 省略できる書類 | 省　略　す　る　理　由 |
| 更新許可申請のため（※１） | 変更許可申請のため（ただし、変更内容に関わらないもの）（※１） | 先行許可証を提示するため | ２つ以上の許可を同日に申請するため（※１） | 優良認定を受けているため（※２） |
| ①法人の登記事項証明書 |  |  |  | (規21-1) | (規10の4-5) |
| ②～⑥住民票（個人・法人役員等） |  |  | (規10の4-7) | (規21-1) | (規10の4-5) |
| ⑦登記されていないことの証明書（個人・法人役員等） |  |  | (規10の4-7) | (規21-1) | (規10の4-5) |
| ③株主（法人）の登記事項証明書 |  |  | (規10の4-7) | (規21-1) | (規10の4-5) |
| ⑧定款又は寄付行為 |  |  |  | (規21-1) | (規10の4-5) |
| ⑩事務所、営業所、産業廃棄物処理施設等の案内図 | (規10の4-8) | (規10の9-3) |  |  |  |
| ⑪産業廃棄物処理の工程図（フローチャート） | (規10の4-8) | (規10の9-3) |  |  |  |
| ⑫事業の用に供する施設の構造を明らかにする書類 | (規10の4-8) | (規10の9-3) |  |  |  |
| ⑬申請者が施設の所有権を有することを証する書類 | (規10の4-8) | (規10の9-3) |  |  |  |
| ⑭中間処理後の産業廃棄物の処分方法を明らかにする書類 | (規10の4-8) | (規10の9-3) |  |  | (規10の4-5) |
| 別紙１　事業計画の概要 | (規10の4-8) | (規10の9-3) |  |  | (規10の4-5) |
| 別紙２　業務経歴 |  |  |  |  |  |
| 別紙３　事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所及び処理能力 | (規10の4-8) | (規10の9-3) |  |  |  |
| 別紙４　事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要等 | (規10の4-8) | (規10の9-3) |  |  |  |
| 別紙５　事業の開始に要する資金の総額、調達方法等 |  |  |  | (規21-1) |  |
| 別紙６　資産に関する調書（個人） |  |  |  | (規21-1) | (規10の4-5) |
| 別紙７　当該事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類 |  |  |  |  |  |
| 別紙８　誓約書 |  |  |  | (規21-1) | (規10の4-5) |
| 決算書 |  |  |  | (規21-1) | (規10の4-5) |
| 法人税納税証明書 |  |  |  | (規21-1) | (規10の4-5) |
| 所得税納税証明書 |  |  |  | (規21-1) | (規10の4-5) |
| ※１印の申請については、内容に変更がない場合に限り、添付書類を省略することが可能です。※２印の申請については、添付書類の省略のほかに、各証明書の原本に換わりコピーの添付が可能です。（同時に申請される申請書に原本が添付されている場合に限る。） |

|  |
| --- |
| ●２つ以上の許可を同日に申請する場合に記入 |
| 　今回添付を省略した書類は、　　　　年　　月　　日付けで提出した以下の申請書に添付されています。 |
| （　　産業廃棄物収集運搬業　　・　　特別管理産業廃棄物収集運搬業　　　産業廃棄物処分業　　　　・　　特別管理産業廃棄物処分業　　　　　　新規　　　　・　　　　変更　　　　・更新　　　　）許可申請書 |
| ●先行許可証を提出する場合に記入（該当する許可に○印を記入） |
| 　今回以下の許可証を先行許可証として提出します |
| 　　　　　　　　　　年　　　　月　　　　日　　　　　　　　（都・道・府・県・市）許可 |
| ・産業廃棄物収集運搬業許可証 |
| ・産業廃棄物処分業許可証 |
| ・特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証 |
| ・特別管理産業廃棄物処分業許可証 |
| ・産業廃棄物処理施設設置（　　新規　　・　　変更　　）許可証 |